愛知県立　　　　　　　学校　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022年　　月　　日

　　学校長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県高等学校教職員組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会長

長時間過密労働解消に関する要求書

　日頃は、本校の教育の充実のため、また、私たち教職員の働きやすい職場環境の整備に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

　さて、ご承知のように私たち教職員の勤務実態は、労働関係法令の観点からみて、極めて問題であるといわざるを得ません。給特法では「原則として時間外勤務は命じないものとする」とされており、その上で、命じることができる業務を４項目（生徒の実習・学校行事・職員会議・非常災害及び緊急の生徒指導）に限定しています。しかし、現実にはさまざまな業務によって時間外勤務が常態化しています。

　2020年７月、県教委は、「勤務時間外の在校等時間」の上限を「原則月45時間・年360時間」とした「愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定めました。しかし、いわゆる「過労死ライン」である「時間外在校等時間」が80時間を超えている実人数が前年度を上回っており、「原則月45時間・年360時間」から大きくかけ離れている実態があります。少なくともこの「上限時間」を達成していくために、県教委は、教職員定数の抜本的改善など「本気」になって長時間過密労働解消に向けた施策をすすめる必要がありますが、職場においても、長時間過密労働解消に向けた実効性ある施策が求められているところです。さらに、現在、教員志望者が減少していると言われていますが、この要因の１つとして長時間過密労働があげられます。「教育の未来」という視点からも、長時間過密労働は早急に解消されなければなりません。

　また、この間、北海道など11道県で、地方公共団体の判断により「１年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする条例「改正」が行われました。しかし、「１年単位の変形労働時間制」は、教員の時間外勤務を覆い隠すもので、教員の多忙化解消にはつながりません。それどころか更なる長時間労働につながることは民間企業を対象とした調査からも明らかであり、何ら長時間過密労働解消につながらない「１年単位の変形労働時間制」を学校現場に導入する余地はありません。

　貴職におかれましては、以上の趣旨を踏まえ、長時間過密労働解消に向けて適切な対応をされることを要望します。当面、下記の点について要求します。

記

１　県教委に対し、「１年単位の変形労働時間制」を導入しないよう意見具申を行うこと。また、長時間過密労働の縮減・解消に向け、持ち時間数の縮減、定数増など必要な条件整備を求めること。

２　労働関係法令の趣旨を踏まえ、時間外勤務の縮減・解消及び休憩時間の確保・保障を行うこと。

　　当面、「規則」で定められた「勤務時間外の在校等時間」の「原則月45時間・年360時間」に向け、実効性ある施策を早急に行うこと。

３　部活動について、「休養日」の拡充や「適切な練習時間」の設定など、教職員と生徒の健康管理に配慮し、「持続可能なもの」とすること。また、部活動ガイドラインについて、実効性を確保する仕組みを設けること。

 部活動顧問について、「希望と承諾」の原則に基づいたものとすること。

４　「学校閉庁日の設定」及び「開錠時間・施錠時間の設定」が実効性あるものとなるよう、不要不急の業務の削減を積極的に進めること。また、「勤務時間外の電話対応」が実効性を伴うようメッセージ機能付電話を設置すること。

５　学校経営案の重点目標に記載する「業務改善」目標について、職場の論議をふまえ、長時間過密労働の縮減・解消につながる実効性あるものとすること。

６　関係法令にもとづいた職場巡視を行うよう、衛生管理医に求めること。また、所属衛生委員会については、毎月１回開催するとともに、衛生管理医に参加を求めること。

７　メンタルヘルスの改善やハラスメント防止に向け、信頼関係に基づいた相談しやすい職場環境となるよう努めること。また、ストレスチェックの結果をもとに「職場環境の改善」をすすめるとともに、ストレスチェックの結果について、職員への周知を行うこと。

８　「在校時間等の状況記録」の集約結果については、「100時間超」「80時間超100時間以下」、「月45時間超80時間以下」の各人数及び「月45時間超」勤務者の業務別実態について、毎月、所属衛生委員会に報告するとともに、健康障害防止の観点から実効性ある対策について、協議を行うこと。

９　面接指導の対象となる「80時間を超える」教職員に対しては、面接指導申出書提出の確認を行った上で、面接指導をうけるよう促すとともに、衛生管理医の意見をもとに適切な事後措置を行うこと。あわせて、時間外勤務が「月45時間」を超えている職員などについては、個別に状況を確認し、時間外勤務縮減に向けた適切な措置を講じること。

10　「定時退校日」について、月１回以上設定するともに、部活動や補習なども含めたものであることを周知すること。あわせて、普段から定時退校しやすい職場環境づくりをすすめ、「定時退校日」を実効性あるものにすること。

11　勤務時間の割振り変更及び週休日の振替については、当分会との交渉・協議を尊重すること。

　　教育職について、通常の勤務時間を超えた勤務については、割振り変更を行うこと。また、個人別の変更簿を作成し、取得時間帯や週休日の振替えについて、本人の意向を尊重すること。

　　行政職・医療職については、時間外勤務を命じる場合は、健康や家庭への影響に配慮し、職員の意向を尊重すること。また、時間外勤務手当を完全支給し、サービス残業をなくすこと。